

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第159回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年9月30日（火）14時00分～15時32分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、田平 恵、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上9名）

（2）総務省

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（電気通信事業部長）、
飯倉 主税（総合通信基盤局総務課長）、井上 淳（事業政策課長）、
林 大輔（事業政策課市場評価企画官）、水本 貴久（事業政策課課長補佐）、
飯嶋 威夫（料金サービス課長）、小川 裕一郎（料金サービス課課長補佐）、
廣瀬 謙（料金サービス課課長補佐）、
平松 寛代（基盤整備促進課長）、駒崎 弘（基盤整備促進課企画官）、
隅田 昂平（基盤整備促進課課長補佐）

（3）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

第3 議題

（1）諮問事項

ア 「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について【諮問第
3199号】

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえ
た規定の整備）【諮問第3200号】

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に

係る状況変化等を踏まえた規定の整備) 【諮問第 3201 号】

エ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備) 【諮問第 3202 号】

オ 電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について 【諮問第 3203 号】

(2) 報告事項

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

開 会

○藤井部会長　それでは、よろしく申し上げます。第159回の電気通信事業部会を開催したいと思います。

ウェブ会議になりますので、皆様は御発言の際は、マイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから、御発言をお願いできればと思います。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日は件数がちょっと多くなっていますが、諮問事項5件、報告事項1件ということになっております。

議 題

(1) 答申事項

ア 「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について【諮問第3199号】

○藤井部会長　初めに、諮問事項第3199号、「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」について、総務省から説明をお願いできればと思います。

○林事業政策課市場評価企画官　総務省でございます。それでは、今、部会長から御指摘がありました、「電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価」、諮問第3199号につきまして、私のほうから御説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、諮問書でございます。こちらが第3199号の諮問書でございます。電気通信事業法第167条の3第1項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価を行うこととしたいということで、諮問をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、次のページでございます。こちらは概要でございますが、前回の部会で、こちらの評価に関する方針につきまして御答申をいただきました。こちらの方針に基づきまして、総務大臣による評価のプロセスに入っておりますけれども、こちらの評価につきまして、引き続き諮問させていただきまして、評価の作業を進めてまいりたいという趣旨でございます。

次のページでございます。今申し上げました実施方針につきましては、真ん中の青囲みのと

ころでございますけれども、電気通信事業者間の競争の状況の調査、それから右側でございます公正競争促進のために講じられる措置の実施状況の調査の2つの柱で、具体的には①から③及び①から④の検証を行うということになってございます。

下のほう、その結果を踏まえまして、適正な競争関係の確保に関する評価ということで、具体的には電気通信事業法の禁止行為規制の適用対象等の妥当性、NTTグループの累次の公正競争条件の個別の条件ごとの要否・適否の評価を含め、法令・ガイドライン等の見直しなど、市場環境の変化等を踏まえた制度・施策等の見直しを視野に入れて、電気通信事業者間の適正な競争環境が確保されているかどうかを評価するというものでございます。

続きまして、次のページでございます。こちらは具体的な評価の内容でございますが、今申し上げた2つの柱に沿いまして、3にございます調査を進めていくということでございます。こちらについて評価に当たってのヒアリング等を行っていただければというふうに考えてございます。

4のスケジュールでございますけれども、令和8年9月頃に最終的な答申を希望するものでございます。

私からは概要でございますが、以上でございます。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について皆様方から御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申し出いただければと思います。

今のところ書き込みはないですが、どなたかございますか。主催者が送信先になっている可能性もあるかと思っておりますので、「全員」に直して、チャットに記入いただければと思いますので、よろしくをお願いします。こちらについて、特によろしいですか。今のところ、私のほうでは発言希望の方は見当たりませんが、よろしいですか。

ありがとうございます。皆様方の御質問、御意見が特にないようですので、本件諮問につきましては、市場検証委員会において検討を進めていただくこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備【諮問第3200号】

○藤井部会長　　ありがとうございます。

それでは、次の事項に移りたいと思います。諮問事項第3200号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）、総務省より御説明をよろしくお願いします。

○小川料金サービス課課長補佐　　藤井部会長、ありがとうございます。総務省料金サービス課で課長補佐をしております小川と申します。本日はよろしくお願いたします。

それでは、当課からまず資料159-2に基づきまして、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）ということで、諮問第3200号を御説明させていただきたいと思います。

1ページおめくりいただきまして、諮問書のところでございます。諮問第3200号ということで、電気通信事業法第33条第1項、第4項第1号ロ及び第13項並びに第36条第1項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正することといたしたいというものでございます。つきましては、法第169条第4号の規定に基づきまして、上記のことについてお諮りをさせていただきましてでございます。

こちらにつきまして、概要資料をお付けしておりますので、そちらに基づいて御説明させていただきたいと思います。ページをおめくりいただきまして、通し番号でいきますと3ページ目、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）ということでございます。

1ページおめくりいただきまして、主な改正の概要でございます。2件掲げさせていただいております。まず1点目、こちらはNTT東西が提供しております番号案内サービスというサービスに関連するものでございます。御案内の先生方もいらっしゃるかと思いますが、こちらの番号案内サービスは、104番を発信いたしますと、かけた利用者から申出のあった名称と住所に基づきまして、音声でお問合せ先の電話番号を御案内するというサービスで、従来から提供していたものでございます。

こちらにつきまして、NTT東西におかれては、設備の維持限界、それから、昨今のスマートフォンあるいはインターネットの普及に伴いましての需要減少を理由といたしまして、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定となっております。こちらにつきましては、昨年7月に既にNTT東西の方からも発表済みという状況でございます。

このサービスにつきましては、接続機能という観点で見ますと、接続料を適正かつ明確に定めるべき機能、アンバンドル機能と呼んでおりますけれども、この一つとして規定していたところ、このサービスが来年3月に終了することに伴いまして、アンバンドルの機能につき

ましても廃止する予定でございます。そのため、第一種指定電気通信設備接続料規則のアンバンドル機能の中から番号案内機能を削除するなど、関係する省令の規定を整備したいと考えております。

2点目でございます。こちらはISDNを用いたINS1500というサービスでございますけれども、ISP事業者が利用するダイヤルアップ接続の際の着信用回線に関する規定でございます。このサービスにつきまして、総合デジタル通信端末回線伝送機能ということで省令上も規定してございますが、これについて修正を施したいというものでございます。

こちらは今年の1月に、PSTNマイグレーションが行われましたが、それに向けて抜本的にIP網に移行するというので、装置の構成変更が行われております。それに伴いまして、ダイヤルアップ接続の際に用いておりました着信用回線は、従来着信専用に限るということで限定されておりましたけれども、そのための交換機なども撤去されまして、着信用回線に限ることなく、着信・発信ともに今利用されているという実態がございますので、これを踏まえて文言を改正したいということでございます。

そうした主な改正事項、①番のところ、番号案内機能の廃止に伴う条文の整備ということで、電気通信事業法施行規則、第一種指定電気通信設備接続会計規則、それから第一種指定電気通信設備接続料規則を一部改正したいということでございます。

2点目、PSTNマイグレーションによる装置の構成変更に伴う総合デジタル通信端末回線伝送機能に関する条文の整備ということで、こちらも第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正を予定してございます。

規定の趣旨が書いてございますけれども、事業法施行規則第23条の2の第一種指定電気通信設備の基準について、現行の規定から、番号案内機能に関連する設備に係る文言の削除、それから接続会計規則についても、番号案内機能に係る項を(何)項に改めるとともに、別表1、別表2について、当該機能に係る項目を削除するほか、第一種指定電気通信設備の接続料規則から当該機能に係る文言を削除するというところでございます。

2点目につきましては、接続料規則第4条のアンバンドル機能について、総合デジタル通信端末回線伝送機能において、着信専用機能というものがもうなくなっておりますので、現行の規定から着信専用に限るような書きぶりとなっております文言を削除するという改正を施していきたいと思っております。施行日などにつきましては、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

1ページおめくりいただきまして、省令改正案の内容ということでございます。具体的な改正のイメージということでございますが、こちらはまず下の段の接続料規則を御確認いただければと思います。第一種指定設備接続料規則の第4条のところでございます。これは法定機能

と、それに対応いたします対象設備を表の形でまとめているところでございます。

まず、赤字で入れております1の端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能のうち、まさに「着信の用に供される場合における機能に限る」という文言がございますので、これを今、着信・発信ともに使われているという実態を踏まえまして、ここの限定ぶりに関する文言を削除するというところでございます。

その下、番号案内機能がもう廃止されますので、10のところでございますが、番号案内機能は削除、それからそれに用いておりました対象設備、番号案内データベース及び番号案内装置についても削除していくということでございます。

その上、事業法施行規則のところでございます。第23条の2、第一種指定電気通信設備を機能、用途あるいは性質に基づき大きく区分して規定している条項でございます。この中にも公衆電話機とともに電気通信番号の案内に用いられる案内台装置、それからこれらに付随する装置ということが規定されておりましたので、この削除を行いたいということでございます。

その下、第24条の5、こちらは第一種指定電気通信設備の機能の変更または追加の計画を有する場合に、総務大臣の届出を求める規定でございます。その中で例外的に届出を要しない機能ということが省令に規定されておまして、その中で番号案内機能というものも出てまいりますので、こちらについても削除することで規定をそろえていきたいということでございます。

次ページ目以降、右肩の番号3ページ目でございます。こちらは第一種指定電気通信設備の接続会計規則でございます。こちらは接続料の算定に用います第一種指定電気通信設備との接続に係る収支の状況を整理するという趣旨の規定でございます。この会計規則の中で勘定科目表、例えばこのページでございますと、資産のところ番号案内データベース及び番号案内設備という文言が出てまいります。あるいは費用の部分、営業費用のところ運用費のところ、番号案内に関する費用が出てまいりますので、この辺りの規定を削除していくということを行っていきたいと思っております。

次ページ目以降も同様に固定資産の帰属明細表といったところに番号案内データベース及び番号案内設備に関する規定が出てまいりますので、こちらを一律削除していくという対応をしてまいりたいと考えております。

少しページをお進みいただきまして、右肩6ページ目のところまでお進みいただければと思います。附則も設けさせていただきたいと思っております。附則につきましては、この省令は令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条につきましては、公布の日から施行することといたしたいと考えております。

第2条第1項、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者はこの省令の施行の日よ

り前においても、次条第3条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則の規定の例によりまして、接続約款、これはNTT東西から毎年1月頃に約款の変更申請が出てまいりますけれども、こちらにつきましては、施行の前でもあっても、この改正を見込んだ内容につきまして、約款の認可申請をすることができるということで、準備行為として規定させていただいております。併せて総務大臣につきましても、省令施行日前においても、新規則の規定に基づきまして、認可することができるということを準備行為として掲げさせていただいております。

また、経過措置につきましても併せて規定させていただいております。第3条1項でございますけれども、第2条第1項の申請があった場合において、仮に申請に対する処分の日が施行日をまたぐ場合につきましては、申請をいたしました電気通信事業者が省令の施行の際、現に認可を受けている約款は、処分の日、すなわち認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなすということでございます。

また、第2条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定につきましては、施行日以後に終了する事業年度に係る接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用するというところでございますので、順調に行きましたら、令和8年の接続会計の各諸表からこれが適用されるということを規定させていただいているものでございます。

最後のページでございます。今後の想定スケジュールも引かせていただいております。こちらは本日お話しさせていただきまして、明日から意見募集を2回行わせていただきたいと思います。意見募集が11月下旬頃に終わりましたら、接続委員会にこちらを御説明させていただきまして、改めて12月上旬、部会のほうにも御説明差し上げまして、この時期に答申をいただければと思っております。その後速やかに制定公布手続をいたしまして、先ほど申し上げましたとおり、来年4月1日に施行させていただきたいと考えているものでございます。

こちらの御説明は以上でございます。御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長　ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

相田先生、お願いできますでしょうか。

○相田委員　相田でございます。ちょっと教えていただきたいんですが、最後に御説明いただいた経過措置あたりと関係するのかもしれませんが、②のほうのISDNの端末回線伝

送機能は、実態としてもう既に着信専用に限らず発着信として用いられているということで、今年度中の改正に関する接続料というのは、制度上どういう位置づけになるのかということについて教えていただけますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　ありがとうございます。実はこちらにつきまして、今、実態としては、発着信ともにもう使われているということですが、こうした接続事業者に対する影響については、今のところはもう発生しないというふうにNTT東西から伺っております。本来であれば、もう少し早いタイミングで措置できればというところではございましたけれども、今実態上、影響がないということですので、こちらにつきましても速やかに措置させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○相田委員　実態としてこれを利用している他社さんがいないので、来年4月1日施行でもって問題ないという理解でよろしいでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　先生、ありがとうございます。実際着信専用ということで利用している方はもういらっしゃらないそうですが、他社さんの接続料に与える影響を試算したところ、影響がないということで伺っておりますので、こちらにつきましては速やかに、来年度の接続約款の変更のところに措置できるように、このタイミングで省令を直させていただきたいという趣旨でございます。

○相田委員　接続料に変更がないというのはあれでしょうけれども、そうすると、今年度中は接続料規則によらない接続料が適用されているという整理になるのでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐　これは一応今年度の規則にのっとった形となっておりますけれども、他社さんの接続料の影響のところは、特に何か変動を生じるものではないということですが、改めて確認して、別途先生のほうに御回答させていただきたいと思います。

○相田委員　実態として接続料規則に定められている法定機能によらない接続がなされている、発着信両方に使われているんだということかなと思いますので、そこら辺の整理を明確化していただければというふうに思います。

以上です。

○小川料金サービス課課長補佐　承知しました。ありがとうございます。

○藤井部会長　貴重な意見をありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、森先生、お願いできますでしょうか。

○森部会長代理　御説明ありがとうございました。改正の方向性にも、規定の修正にも異存はないのですが、超細かいことで1点申し上げたいと思います。確認までですが、2ページ目をお示しいたしまして、省令改正案のところなんですけれども、この辺り、若干不案内なところではありまして、見当違いなことを言っているかもしれませんが、上の囲みの省令改

正案のところ、施行規則ですね。第23条の2の第4項第4号、「公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置」とありますが、これは多分電気通信番号の案内のほうを消すという御趣旨だと思います。そうしますと、末尾の「これらに付随する装置」というところを全部消すのではなくて、「これに付随する装置」というふうにして「公衆電話機及びこれに付随する措置」というのを残していただいたほうがいいのかというふうに思いました。もしかしたら読み方をちょっと間違っているのかもしれませんが、以上です。

○小川料金サービス課課長補佐 森先生、ありがとうございます。こちらもちょうと細かい点で大変恐縮なんですけど、こちらで申します公衆電話機というものに付随するものが、今、実態上無いと確認しております。そのため、規定上「これらに付随する装置」ということではあるんですが、この付随する装置というのはあくまで電気通信番号の案内に用いられる案内台装置にしか今存在していないということでございましたので、まとめて付随する装置も併せて削除させていただきたいということで案をつくらせていただいたところでございます。

○森部会長代理 よく分かりました。ありがとうございます。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、林先生、お願いできますでしょうか。

○林委員 林です。実は今日総務省に来て出席しているんですけども、諮問改正内容には異存ございません。質問内容に直接関わらないんですけども、令和8年3月までに番号案内サービスの提供を終了する予定ということで、関連して2点お伺いしたいんです。

一つは、番号案内サービスを廃止することに伴って、高齢者とか障害者への影響みたいなところは大丈夫なのかというのがちょっと気になりまして、スマホとかでの検索を前提にすると、音声ベースの番号検索、探索が困難な層への情報アクセスが細る懸念は大丈夫なんでしょうかということでありまして、その辺りはNTT東西さんにお聞きすべき話なのかもしれませんけれども、廃止に伴うデジタル弱者へのサポートは、NTT東西さんにもお願いして、もう既に万全にやっつけらっしゃると思いますけれども、総務省にもフォローをお願いしたいというのが1点目です。

それから2点目は、これも似たような話ですが、災害時の備えで、平常時はネット検索で十分対応できても、災害時に通信が途絶したり、混雑したり、あるいは停電が生じたりということで、オンライン検索が機能しない可能性もあります。公衆電話とか緊急通報はユニバーサルサービスの対象ですけども、今回104は対象外ということなので、災害の備えでこういったサービスがなくなることに伴う影響は大丈夫なのかということについて、これもNTT東西さんにしっかり頑張ってもらいたいということですけども、総務省としてもちょっとフォ

ローをお願いしたいということで、その辺りで何か補足があればお願いしたいというのが2点目でございます。

以上です。

○小川料金サービス課課長補佐 林先生、ありがとうございます。まず、障害者の方向けにつきましては、無料の番号案内、ふれあい案内という、ちょっと似たような別のサービスがございまして、これについては引き続きサービスは継続されるということでございます。

他方で従前の番号案内設備を用いずに、別の設備を用いてサービスは提供していくということでございますので、その辺りは一律に全てこのサービスを停止するということではなくて、必要な方には必要なサービスが提供されるように、NTT東西さんにおいても今、措置が行われているというところでございます。

また、災害時の措置につきましても、今手元にこういう代替措置ということで持っておりませんけれども、改めてNTT東西様に対しても、その辺りの問題意識などを改めてお伝えしながら、抜かりなくこのサービスが提供されるように協議を進めてまいりたいと思います。お答えなっておりますでしょうか。

○林委員 はい、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○藤井部会長 ありがとうございます。

ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。重要な指摘をたくさんいただいたと思います。総務省さんは、指摘された内容を意識していただいて、この内容について進めていただければと思います。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集の期間は10月1日から10月30日までといたします。その後2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る

状況変化等を踏まえた規定の整備) 【諮問事項第3201号】

○藤井部会長　それでは、次に移りたいと思います。

次は諮問事項第3201号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）、こちらを総務省から御説明をお願いいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐　料金サービス課の廣瀬と申します。それでは、諮問第3201号について御説明させていただきます。資料159-3でございます。電気通信事業法施行規則等の一部改正（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定整備）についてでございます。

概要につきまして、パワーポイントの資料で御紹介できればと思います。下の通し番号で3ページ、右肩のパワーポイントのページ番号で1ページ目という部分を御覧いただければと思います。

改正案の概要でございます。まず、指定設備に係る接続制度につきましては、これまで接続料の算定等に関する研究会において毎年議論、検証を進めてきたところでございます。今年も今般研究会において第九次報告書が取りまとめられましたところ、その内容を踏まえ、特に第二種指定電気通信設備制度に係る接続制度に係る一層の改善を図るとともに、制度に係る状況変化等を踏まえた所要の規定の整備というのを併せて行いたいものでございます。

下のオレンジ色の主な改正事項というところを御覧いただければと思います。まず、研究会第九次報告書の内容を踏まえた規定整備ということで2点ございまして、1つ目がアンバンドル機能の見直し、具体的には、番号ポータビリティ転送機能というものの削除を行うもの、それから2つ目は（2）第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直しということになってございます。それから、制度に係る状況変化等を踏まえた規定整備として、（3）でございます。特定移動端末設備の範囲に係る規定整備というものを3つ併せて行いたいものでございます。具体的な内容につきましては、次ページ以降で御説明いたします。

なお、今般の省令改正等につきましては、電気通信事業法第169条で諮問を行うこととされており、いわゆる必要的諮問事項と、諮問を要さない省令改正、それからガイドライン改正等を一体としてまとめて行いたいものでございますので、後ほど御紹介しますが、意見募集等に当たっては、諮問を要しない事項も含めて総務省において行わせていただければと考えてございます。

それでは、資料をおめくりいただいて、右肩2ページ目を御覧いただければと思います。まず（1）アンバンドル機能の見直しについてでございます。1ポツの部分でございます。携帯

電話につきましては、いわゆるMNP、モバイルナンバーポータビリティというものが実現されているわけですが、電気通信事業者間では、その実現方法として、これまではリダイレクション方式、転送方式、あるいは併用方式というものが利用されておりました。

これに伴いまして、第二種指定電気通信設備制度あるいは接続料制度のほうでも、二種接続料規則第4条において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者、具体的にはNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等ですけれども、これらの事業者が接続料を適正かつ明確に定めるべき法定機能、これをアンバンドル機能と呼んでおりますけれども、その一つとして番号ポータビリティ転送機能というものを規定しております。こういうことによりまして、二種指定事業者は毎年度番号ポータビリティ転送機能に係る接続料というものを、二種接続料規則にのっとして算定して、接続約款に規定するという義務がかかっていたところでございます。

2ポツ目に参ります。他方で今般、今年の1月にPSTNからIP網へのマイグレーションが完了したことに伴いまして、番号ポータビリティの実現機能というのが、従来の転送方式等からENUM方式というものに統一されまして、従来の転送方式は利用されなくなったというところでございまして、これに対応する接続料を算定する必要もなくなったというところでございます。それを踏まえて今般、二種接続料規則等から、番号ポータビリティ転送機能に係る記述を削除するものでございます。

本件につきましては、研究会におきまして、二種指定事業者の要望を基に検討した結果、総務省においてアンバンドル機能から削除することを検討することは適当という結論を得ているものでございます。

具体的な省令の改正内容についてでございます。まず、2ページのオレンジ枠内が、二種接続料規則の改正でございます。右側に趣旨が書いてございますけれども、第4条の法定機能、アンバンドル機能を規定する部分で、現行では4つの機能を規定しておりますけれども、そのうち番号ポータビリティ転送機能という部分を削除いたします。

それから、同じく二種接続料規則の第14条におきまして、番号ポータビリティ転送機能の接続料算定方法に係る記載がございまして、こちらの規定も削除するものでございます。

続いて、資料をおめくりいただいて、右肩3ページ目でございます。こちらは電気通信事業法施行規則に規定しております接続料算定に係る様式、いわゆる算定根拠と呼ばれる資料の様式でございます。こちらは二種指定事業者が接続料を設定する接続約款を届け出る際に、添付の資料として算定根拠を記載していただいているものの様式でございます。この様式からも番号ポータビリティ転送機能の算定に係る部分を削除するものでございます。

おめくりいただいて、4ページもその続き、同様でございます。

さらにおめくりいただいて、右肩5ページ目に参ります。こちらはMVNOに係る電気通信

事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインというものでして、いわゆるMVNOガイドラインと呼んでいるものです。こちらにも第二種指定電気通信設備制度のアンバンドル機能に係る記載がございますので、同様に番号ポータビリティ転送機能に係る記載を削除させていただくものでございます。

以上が（１）の関係です。

続きまして、おめくりいただいて右肩 6 ページ目、（２）接続料算定に係る様式の見直しについてでございます。先ほども出てまいりましたけれども、電気通信事業法施行規則に様式を規定しております接続料の算定根拠というものにつきましては、二種指定事業者が接続料を設定する約款を届け出る際に、その添付資料として、接続料の算出の根拠に関する説明を記載していただいているものでございます。

これに関しましては、二種指定事業者から、モバイル接続料の算定について行政・事業者双方の規制コストが増大しており、接続料届出に係る各種報告物について、影響が少ないものは廃止等を検討してほしいという御要望がございまして、これを受けまして、研究会で検討した結果、接続料算定の適正確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提供を求めていくことが適当ではあるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠に記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、今後の制度改正に当たり総務省において対応を検討することが適当とされているところでございます。

これを踏まえまして、二種指定事業者の具体的な要望を基に、今般総務省におきまして検討しました結果、接続料算定への影響が少ないものということで、具体的には、接続料原価に算入する営業費の明細表については、今般接続料算定根拠から削除することとしたいものでございます。

簡単でございますが、以上が（２）でございます。今までの（１）と（２）が接続研、研究会第九次報告書の内容を踏まえた規定整備でございます。

続きまして、おめくりいただいて右肩 7 ページ目に参ります。こちらは状況変化等を踏まえた規定整備というものでございまして、（３）特定移動端末設備の範囲に係る規定整備でございます。

1 ポツ目でございます。第二種指定電気通信設備制度については、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力を念頭に、業務区域ごとに 10% 超の端末シェアを占める伝送路設備を有する事業者の設備を第二種指定電気通信設備として指定し、接続約款の届出や接続会計の整理等の義務を課しているものでございます。

10% 超の端末シェアの計算に当たっては、法令上の用語で申し上げますと、特定移動端末

設備というもののシェアを計算しております。特定移動端末設備の定義、範囲につきましては、オレンジ色の赤枠の中ですけれども、電気通信事業法施行規則第4条の4というところで規定しております、具体的には携帯電話端末とBWA端末ということにしております。

そのうちBWA端末につきましては、これまでの規定では、携帯電話とキャリアアグリゲーションが可能なシステムの無線局の無線設備ということで、現状ではいわゆるWiMAX2+とか、AXGPというものに対応した端末を規定しております。

この点、BWAが利用する2.5ギガヘルツ帯につきましては、既に新しい、5Gと互換性のあるBWA方式というものの導入も可能となっております、今般そのような状況も踏まえまして、特定移動端末設備の対象につきましては、新しい5Gと互換性のあるBWA方式の無線局の無線設備という部分も追加したいという規定整備を行いたいものでございます。

具体的な改正の場所としましては、ここに記載のとおり、施行規則第4条の4でございます。これに伴いまして、併せて改正したい部分がございます、おめくりいただいて8ページ目、こちらは省令としては同じく施行規則なのですが、第25条の7あるいは第25条の7の5、それからもう一枚おめくりいただきまして9ページ、こちらは電気通信事業報告規則でございますけれども、第4条の9、これらは、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の卸電気通信役務の提供に係る届出や報告、あるいは卸電気通信役務の中でも特定卸電気通信役務の対象といった部分を規定している部分でございますけれども、これらにおけるBWAアクセスサービスの対象についても、先ほどの特定移動端末設備と同様の規定整備をさせていただきたいものでございます。

以上が改正の概要でございます、施行日等については、もう一枚おめくりいただいて10ページでございます。公布日施行とさせていただきたいと考えております。

最後に今後のスケジュールでございます。11ページを御覧ください。本件につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、必要的諮問事項と諮問を要さない事項を一体として改正するものでございますので、意見募集の手續等につきましては、これらを併せて総務省で実施させていただければと考えております。

スケジュールといたしましては、先ほどの諮問案件と同様でございます。この後1か月程度の意見募集、それから接続に関する部分については、再意見募集も行いまして、接続委員会でも御検討いただいた上で、12月の部会で答申をいただければ、その後速やかに制定、交付と進めていきたいと考えてございます。

御説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、

チャット機能にてお申し出いただければと思います。

それでは、森先生、お願いできますでしょうか。

○森部会長代理 御説明ありがとうございました。御趣旨は大変よく分かりました。

また、先ほどと同じようにというか、それ以上に細かいことで申し訳ないんですけども、第二種接続料規則の改正で、ポータビリティのところを消すということですが、これも2ページ、後ろの新旧対照表でもいいんですけども、2ページのところをお示しいたきますと、内容的にはこのとおりかと思いますが、第14条のところは全削なので、改正案のほうは第15条のところは第14条になるのではないかと思います。

またしても細かいことですが、以上です。

○廣瀬料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。

こちらにつきましては、条ずれとなりますと、結構影響が大きいところもございますので、第14条は「削除」という形で残す案で今回作成させていただいております。

○森部会長代理 別にそういうのもいいんですね。ありがとうございました。

○藤井部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに特に御意見がなさそうですので、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集の期間は10月1日水曜日から10月30日木曜日までといたします。その後2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

エ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）【諮問事項第3202号】

○藤井部会長 それでは、次に移りたいと思います。

次は、諮問事項第3202号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）、総務省から説明をお願いいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐　こちらについても料金サービス課の廣瀬から御説明させていただきます。諮問第3202号でございます。資料159-4、電気通信事業法施行規則等の一部改正（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）についてでございます。資料について、通しページ番号で3ページ目、パワーポイントの1ページ目という部分をまず御覧いただければと思います。

改正案の概要でございます。まず、今回改正される省令の説明について、何点か記載をしております。先ほどの件とやや重複しますが、1ポツでございます。まず、第二種指定電気通信設備制度におきましては、第二種指定電気通信設備を設置する事業者、ドコモ、KDDI、ソフトバンク等でございますが、これらの事業者は、電気通信事業法第34条第6項に基づきまして、第二種指定電気通信設備との接続に関して、二種接続会計規則に基づきまして、接続会計を整理しなければならないとされております。

また、第二種指定電気通信設備の接続料については、事業法第34条第3項に基づきまして、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして、二種接続料規則で定める方法で算定された金額を超えてはならないとされ、その接続料を規定する接続約款の届出に当たっては、電気通信事業法施行規則に様式が規定されております接続料算定根拠というものを添付することとされているところでございます。

3ポツ目に参ります。このように3種類の省令があるわけでございますけれども、こういったものにつきまして、今般令和6年9月に、企業会計基準委員会、ASBJから、いわゆる新リース会計基準等というものが公表されたことを踏まえまして、規定整備を行いたいというものでございます。

それから、4ポツ目でございます。第二種指定電気通信設備制度の省令以外にも、第一種指定電気通信設備接続料規則、あるいはユニバーサルサービス関係の一号算定規則につきましても、新リース会計基準に伴いまして、若干の改正事項がございますので、これらも併せて改正を行いたいものでございます。

下段の主な改正事項に参ります。今般の改正は2つの改正省令がございます。（1）の1つ目の改正省令につきましては、二種接続会計規則及び電気通信事業法施行規則につきましても、電気通信事業会計規則というものの類似の改正を反映する規定整備を行いたいものでございます。

（2）のほうは、今般の新リース会計基準等を公表されたことを受けた改正というものでございます。具体的な内容について次ページ以降で御説明します。なお本件につきましても、先ほどの諮問案件と同様、必要的諮問事項と諮問を要しない省令改正、それからガイドライン改正等を一体として行いたいと考えてございまして、意見募集等については、総務省のほうで実

施させていただければと考えております。

それでは、資料をおめくりいただいて、2ページ目を御覧いただければと思います。このページはまず(1)、1本目の改正省令のほうです。累次の電気通信事業会計規則の改正を踏まえた規定整備についてでございます。こちらにつきましては、本来、企業会計基準の改正や、それに伴う財務諸表等規則、あるいは会社計算規則、電気通信事業会計規則等の財務会計に関する制度改正があった場合には、接続料算定のための規制会計であります接続会計の省令、接続会計規則等につきましても、細かく改正をしていく必要がある場合があるわけですが、必ずしもそういった改正ができていなかった部分というのがございまして、今般まとめて対応させていただきたいものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、この表に記載のとおりで、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、例えば電気通信事業会計規則では既に削除している流動資産の繰延税金資産等の欄が、接続料算定根拠の様式では残ってしまっているとか、こういった細かい話でございます。これまでの累次の改正を反映するというものでございまして、特段接続料算定等に影響はないものと考えてございます。これらについては、過去のハネ改正を反映するものでございますので、施行日については、公布日施行という形にしております。

続きまして、資料をおめくりいただいて右肩3ページ目、こちらが本丸といえますか、メインの新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定整備についてでございます。

まず、3ページ目は、このたび企業会計基準委員会が公表した新リース会計基準等の概要を記載させていただいております。新リース会計基準のポイントとしましては、非常にざっくり申し上げますと、これまでのリース会計では、ファイナンス・リースというものについては、オンバランスの会計処理が求められていたが、オペレーティング・リースというものについては、オフバランスでよかったところ、新リース会計基準におきましては、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースともにオンバランスの処理、つまり、貸借対照表で使用権資産、リース負債を計上し、損益計算書においては、これに対応する減価償却費等を計上する必要があるということでございまして、主に借手の方のリースに関する会計処理に影響が出てくる内容というふうに承知しております。

それからその適用時期につきましては、このページの一番下に記載しておりますけれども、令和9年度の会計から適用、ただし、令和7年度以降の会計については、適用することができるということになっておりまして、令和9年度からは強制適用、令和7年度、8年度は選択適用可ということになってございます。

続きまして、おめくりいただいて右肩4ページ目に参りまして、そのような企業会計基準としてのリース会計基準等の公表に伴う、我々の制度の改正の全体像でございます。

上から順に、まずASBJによる会計基準の公表がございます。その下ですけれども、金融庁、法務省等によって財務諸表等規則、あるいは会社計算規則といった制度改正が行われるところですが、今般こちらは既に行われているという状況でございます。

これを受けて総務省におきましては、電気通信事業会計規則の改正を行う必要がありまして、こちらの改正を予定しております。ただ、この改正につきましては、審議会への質問事項に当たらないということございまして、今般同じタイミングで総務省のほうで意見募集等を行った上で改正をさせていただく予定です。

これらを受けまして、接続制度等に影響が出てくる部分が、オレンジ色の主な改正事項の部分でございまして、ここについて今般諮問させていただくというものでございます。具体的な改正事項については、次ページ以降で御紹介させていただきます。

おめくりいただいて、まず5ページ目から8ページ目、こちらは先ほど諮問事項ではないので総務省のほうで改正しますと申し上げた、電気通信事業会計規則の改正内容でございます。

簡単に御紹介いたします。5ページ目は勘定科目表、6ページ目は貸借対照表と損益計算書の様式となっております。これらは、これまで「リース資産」、あるいは「リース債務」とされていた項目を、「使用権資産」、「リース負債」といった名称に改正しております。それから営業外費用に新たに「リース負債に係る利息費用」といった科目を追加しております。

また、7ページ目に参りまして、こちらは個別注記表でございます。リースに関する注記という部分を改正してございます。

それから8ページ目に参りまして、借入金等明細表です。こちら「リース債務」を「リース負債」に改正するという内容になってございます。

それから、8ページの右側が附則でございます。経過措置としまして、適用時期について記載しておりまして、リース会計基準、財務諸表等規則等に合わせまして、令和9年度会計から適用、ただし、令和7年度以降の会計については、選択適用可能としてございます。

おめくりいただいて、9ページ目以降が諮問事項の部分でございます。まず、9ページ目は二種接続会計規則でございます。こちらにも個別注記表がございますので、7ページ目の電気通信事業会計規則の個別注記表に合わせる形で改正をしたいものでございます。

それから10ページ目に参りまして、同じく二種接続会計規則において、固定資産の明細といったものを記載していただく部分がございますので、「リース資産」を「使用権資産」に改正するもの、それから11ページ目に参りまして、こちらは第一種、第二種の接続料規則及びユニバーサルサービスの一号算定規則でございます。これらは接続料等の利潤の算定における他人資本利率の計算におきまして、「リース債務」という部分を使っておりますので、これらを「リース負債」に改正するものでございます。

それから12ページに参りまして、こちらは今日何度か出てきておりますけれども、電気通信事業法施行規則で接続料算定根拠の様式を規定している部分でございます。算定根拠においても、資産の内訳や営業外費用の内訳というのを記載する部分がございますので、「リース資産」を「使用権資産」にする等の改正を行いたいものでございます。

最後に13ページでございます。附則で、経過措置として適用時期を記載しております。これは改正省令ごとに書き方を工夫しておりますけれども、基本的な考え方は同じでございます。令和9年度から適用、令和7年度以降は選択可能ということにしております。例えば接続料等でしたら、算定の基礎となる会計が令和9年度のものからは強制適用、令和7年度を基礎とするようなものについては、選択適用が可能ということにしております。

それから13ページの下段、こちらは先ほども出てまいりましたMVNOガイドラインでございます。このガイドラインにおいて、接続会計における固定資産の整理という部分について、固定資産区分ごとに配賦基準というのを記載している部分がございます。ここにも「リース資産」が出てまいりますので、「使用権資産」と改正したいものでございます。

全体の改正の内容としては、以上でございます。

14ページに参りまして、スケジュール等でございます。本件につきましては、この前の諮問事項と同様、必要的諮問事項と諮問を要しない事項を一体として改正しますので、意見募集の手續につきましては、総務省のほうで実施したいと考えております。

また、スケジュールにつきましても、これまでの2件と同様でございます。2回の意見募集を行った上で、接続委員会で御議論いただいて、12月の部会で答申をいただければ、その後速やかに制定、交付を進めていきたいと考えてございます。

やや駆け足になりましたが、御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申しつけください。

今のところコメント、御質問希望のチャットはないようですが、皆様よろしいですか。現状で特にコメントがないようですので、今回会計基準が変わるということに対する規定の整備ということなので、淡々と進める内容なのかなというように思っています。

そうしましたら、特に御質問、御意見がないようですので、本件につきましては、総務省において諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見募集は2回実施することとし、1回目の意見募集の期間は10月1日水曜

日から10月30日の木曜日までいたします。その後、2回目の意見募集を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。

オ 電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について【諮問事項第3203号】

○藤井部会長 そうしましたら、次の事項に移らせていただきます。

次に、諮問事項第3203号、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、総務省から御説明をお願いいたします。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課という部署におります隅田と申します。私の方から、今画面で表示させていただいている資料159-5に基づいて諮問案件を1件、この後、連続して資料159-6に基づいて報告案件を1件、御説明を差し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、1件目は、資料の件名にございますとおり、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づいて、交付金の金額と交付方法、同様に負担金の金額とその徴収方法について、NTT東西さんから令和6年度、昨年度1年間に提供された分についての原価の算定が上がってきましたので、それを支援機関であるTCAさんというところで、いろいろご審査いただいて、それを我々も見させていただいて、問題ないかなと考えておりますので、認可についての御確認、御議論をいただければと考えてございます。概要資料に従って御説明を差し上げたいと思います。

先生方はもう御案内のとおりかと思いますが、1ページ目として、電話のユニバーサルサービス制度におけるコストの算定方法についての概要資料を付けさせていただいております。こちらの方法でコストを算定して、それを電話番号数で割って、それが負担金の単価となる、というような作りになってございます。

枠内1ポツ目ですけれども、電話のユニバーサルサービス制度は、サービスの提供に要する費用の額が収益の額を上回る、すなわち、赤字である場合に、その費用の一部を補填していくという制度になってございます。

電話と一言で言いましても、具体的にはいろいろ種別がございまして、それぞれのコストの算定方法を下のグラフとして示させていただいております。

左下から御覧いただければと思います。1つ目が加入電話です。こちらについては、全国津々浦々にある回線を収容局単位に見ていき、それをコストの高い順に並べていくと、二次関数の曲線のようなグラフが出てきます。横軸で見てください、コストがかかっている上位4.9%のものをまず対象にした上で、さらに縦軸を見てください、収容局単位で見たときの全国の平均費用に、その標準偏差の2倍、我々は 2σ と呼ばせていただいておりますけれども、全国平均プラス 2σ をベンチマークとして設定させていただいております、これより上の部分、グラフで言うとオレンジ色に塗られた部分の費用について、交付金により補填しております。

真ん中、2つ目は、加入電話の緊急通報になります。こちらも収容局単位でコスト順に並べていき、さらに上位の4.9%までを見るというところまで一緒なんですけれども、こちらについては、ベンチマークなどは設けずに、上位4.9%について全て費用を補填するという事になってございます。

最後、公衆電話です。こちらには公衆電話の緊急通報も含まれます。公衆電話については、サービス全体が、収容局単位で見たときに、全てにおいて赤字が発生しているという状況でございます。上の赤い棒グラフが原価で、下の黄緑の棒グラフが収益を表してございます。こちらを引き算しまして、グラフでいうとピンクの棒グラフで示されている差額について、全て補填していくということになってございます。

以上、制度の作りでした。

その続き、2ページ目に行ってくださいまして、こちらが、実際、昨年度1年間に、NTT東西さんが電話のユニバーサルサービスに要した収支について、一覧にしたものになってございます。

枠内の一番上の1ポツ目にございますけれども、赤字の金額としては、NTT東日本さんは258億円、NTT西日本さんが391億円、東・西合計で649億円という赤字になってございます。

その下の表に、東・西でそれぞれ並べてございますけれども、ちょっと細かく見ていきますと、大体加入電話の方で、東・西を合計するとおおよそ610億円の赤字になってございますので、総額649億円の赤字がある中で、その大部分が加入電話から生じている赤字だという状況です。公衆電話については、横軸で合計しますと35億円という数字になってきますので、加入電話と合わせて、この2つで649億円の赤字の大部分を占めているというような状況になってございます。

この表の「NTT西日本」の右側に、災害特別損失というものを付けてございます。上の枠

内の2ポツ目にも関連しますが、今回の交付金の原価算定に当たって、関連するものではございますが、これについては後ほど、この諮問案件の最後に御説明を差し上げられればと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

3ページ目からは、今申し上げたような算定方法に、数字をそれぞれ当てはめていったという細かい説明になりますので、割愛させていただきます。今お示ししている8ページを御覧いただければと思います。緑の枠が4つ並んでいるところの一番上、補填対象額というのが、交付金の大部分を占める部分になります。先ほどNTT東西さん合計で649億円の赤字を出しているという話を申し上げましたが、これについて、右下のピンク色に囲まれていますけれども、大体65億円を交付金として交付したいという風に考えてございます。

こちらサービス別に見ますと、加入電話については、NTT東西さんで合計しまして、28.45億円、同じように縦に見ていきますと、第一公衆電話については合計36.67億円ということになってございますので、加入電話の方が赤字としては大きいんですけども、コスト算定の方法が違いますので、補填額としては、公衆電話の方が大きくなっているというような状況でございます。

その次の直下の緑のところですけれども、冒頭TCAさんに申請内容をチェックしていただいて、という話を申し上げましたけれども、彼らの支援業務の活動費として6,500万円を計上してございます。こちらについては、負担金で集めたお金から面倒を見るということになっておりますので、合計額に入れることとなっております。

3つ目、予測前年度過不足額というところで、2.8億円計上されてございます。番号単価は半年に1回変わり得るものですが、これまでの過去の分で2.8億円集め過ぎている分がございまして、こちらについては、今後交付される交付金の原資に充てていくため、これらについては集めなくて良いお金ということになります。

以上、これら3つが、一番下、番号単価を出すための式の分子に当たる場所です。繰り返してしまいますが、補填対象額は65億円、支援業務費が6,500万円、そこから、既に持っているお金が2.8億円ありますので、それは引いた額について、負担金を集めていく必要があるというところなんです。

負担金はどういう風に割り付けていくかといいますと、冒頭申し上げたように、電話番号の総数で割ることになります。毎月総務省の方にご報告いただいておりますけれども、これを基に令和8年、来年1年間の番号数を予測しますと、毎月大体2.5億で、1年間で見ますと30億の電話番号が使われるのではないかとことになってございます。こちらを分母として割りますと、最後、一番右ですけれども、2.1円という数字が出てきて、こちらを四捨五入して、一番下、黄色のところにあるとおり、1番号あたり毎月2円というお金を徴収させて

いただければ、と考えてございます。

数字の御説明は大体以上です。

最後に、今回の諮問に関連して、3条許可というものについて説明させていただければと思います。これまで申し上げてきた算定のルールにつきましては、電話の交付金、負担金に関する算定規則という総務省令がございまして、そこに緻密なルールが書かれていますので、基本的には、それに従って計算してきているところです。

他方で、同じ算定規則の3条において、特別な理由がある場合においては、総務大臣の許可を得た上で、必ずしも算定規則に則らない算定方法を使っても良いという制度がございまして、こちらが3条許可という制度になってございます。

今回3条許可の申請として2件上がってきてございます。こちらの2件については、総務省として審査、検討したところ、いずれについても問題はないといえますか、合理的なものだと考えておりますので、許可しているというところです。

まず、具体的な内容についてご説明を差し上げたいと思いますが、1つ目が小笠原母島ビル・式根島ビル関係でございまして、こちらはその名のとおり、小笠原母島と式根島にそれぞれ収容局があり、それらと東京の大崎の収容局を繋ぐ長距離の回線がございまして、

こちらについては、理由の1つ目の矢羽根にございましてけれども、中継伝送路が距離として極端に長く、1,000kmを超えるような長さであるがために、冒頭で申し上げたように、こちらを純粹に算定の対象に入れてしまうと、2行目ですけれども、交付金額を直接的に決定するベンチマークが1,357円から2,487円と、標準偏差で申し上げますと約9倍に拡大し、大幅に上昇することになってしまいます。

その結果、電話については65億円という交付金額が出てきていますけれども、この65億円というボリュームの中で2億円減ってしまうという方向に作用してしまうということで、これは流石に異常値として見て良いのではないかと考えてございます。こちらの2つの収容局については、昨年度も同様の許可申請がなされておりました、同様に許可させていただいているというところでございます。

許可申請の2件目は、能登半島地震関係でございまして、こちらについては、①とは逆に、原価の算定に入れるという話になります。何かと申しますと、能登半島地震からの復旧費用として、NTT西日本さんの方で、災害特別損失というものを計上しているところです。

そもそも、電話のユニバーサルサービス制度というのは、通常の設定の維持管理に要する費用を、交付金によりみんなで面倒を見ていきたいと思います、というような制度になってございます。したがって、まさに通常要する費用の面倒を見ていくということで、原価の算定に当たって作成してもらった収支表の中には、特別損失というものは上がってこない立付けになってござい

す。

他方で、災害特別損失の復旧費用については、まさに電話が改めて使えるようにするための、インフラの維持管理に必要なお金ということで、性質としては、通常ユニバーサルサービス交付金の交付対象としている費用と何ら遜色がないものだというので、こちらについては、災害特別損失を原価の算定に入れてほしいという許可申請が上がってきてございますので、こちらについても、①と同様、許可は適当と考えてございます。

災害特別損失については、理由の2つ目にもございますけれども、過去の例で言いますと、東日本大震災、あるいは、熊本地震といった、いわゆる激甚災害に指定されるようなレベルの震災が起きたときには、同様の処理をさせていただいておりまして、そういった観点からも問題はないかなと考えてございます。

具体的に申し上げた3条許可の2つの事項については、これらを許可したと仮定して計算した数字を先ほど御説明差し上げてきたところでございます。

諮問案件については、ざっくりですが、以上になります。こちらについて、御質問、御意見等あれば、よろしくお願ひできればと思います。

○藤井部会長 御説明ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申しつけください。いかがでしょうか。

林先生、お願ひできますでしょうか。

○林委員 林です。本諮問内容については異存ないんですけれども、前からちょっと思っていることがあって、2点申し上げたいと思います。

拝見しておりますと、コストとか補填の算定方法とか、行政手続というのが非常に複雑で、この諮問資料自体も60ページ以上あって、全部読み切るだけでも非常に大変だという感じを持ちます。これに関わるNTT東西だとか、TCA、そして総務省の原課の皆様方の御負担とか行政コストを無視できないようにも思ったりもするわけです。

国民、あるいはユーザーの負担を求める話なので、もちろん緻密なことはとても大事なことはあるんですけれども、これは将来のあるべき論みたいな話、検討課題なのかもしれませんけれども、もう少しスキームを簡素化できないかという感じを持ったりもするわけです。単なる感想ベースで、だからこうしたほうが良いという考えは持っていないんですけれども、はたから見るとそういう感じを強く持ちます。これは本件に限った話ではないんですけれども、それが1点目です。

2点目は、交付金というのは、先ほどの説明資料にあったように、LRICベースの長期増分費用モデルでの原価とか収益ごとに算定されるわけです。拝見しておりますと、これも実際

には、損失は補填額を大きく上回る状態がずっと続いている。ユニバーサルサービス関連の収支が、NTT東西で600億円超の赤字なのに対して、補填額は1割ほどしかないということで、だから問題だというわけではもちろんないんですけども。

L R I Cというのは効率的設備を前提とするので、人口減少社会において、人口密度が低下したり、老朽設備が残置したりして、回避不能費用とか規模の経済性を十分拾い切れるのかというのが、これまではよかったのかもしれませんが、これからの社会でL R I Cモデルというのが本当にずっといいのかというのが、私はよく分かっていないんです。結果として現実の維持がモデル上の効率的な費用ものを大きく上回るというギャップが生じていて、構造的な赤字が起りやすくなるということです。これも制度論の話なので、ここの諮問内容とは直接には関係ないんですけども、その辺りの制度の前提も含めて、これからのサステナブルな制度のためのあるべき議論もちょっと並行して進めていただきたいというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 総務省基盤整備促進課の隅田でございます。林先生、ありがとうございました。非常に重要な御示唆をいただいたと考えております。

1点目は、スキームの簡素化というところと、2点目は実際の費用について中々面倒を見切れていないのではないかとこのところ、両方、サービスや制度をサステナブルなものにしていくという意味で共通しているのかなと思ったんですけども、非常にありがたい御指摘をいただいたと思っております。

あるべき姿についての議論をきちんとしていければという点について、御案内のとおりかと思いますが、令和7年の電気通信事業法の改正により、ユニバーサルサービスの確保の仕方というのは、今後制度として変わってくるということで、具体的に申し上げますと、最終保障提供責務というものが、電話についても、ブロードバンドについても課されるようになります。さらに、これらについて、現行の制度が残ったまま、新しい交付金制度が上乗せで始まっていくということで、事務負担が2倍になってしまうということなので、公務員も基本的に2年で人事異動があるということもありますし、そういった観点からも、制度を持続可能なもの、担当者としても対応可能なものにしていけるように、いただいた御指摘を踏まえながら、今後検討していければと思っております。

交付金額についても、実際この金額で良いのかという点については、おっしゃるとおり、今は10分の1ぐらいしか補填されておらず、10分の9については、NTT東西さんが自分で払っていただいているというような状況になります。そもそもユニバーサルサービスというものをきちんと全国津々浦々で確保していかなければいけないとなると、その分もちろんコスト

としては上がっていくということになりますので、その辺りは、バランスとして、世の中のニーズとして求められているものをきちんと見極めながら、探っていきたいというように思っています。

回答になっているか分からないですけれども、以上になります。

○林委員 ありがとうございます。今すぐどうこうという話ではないんですけれども、中長期的にちょっと御検討をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○藤井部会長 林先生、御指摘ありがとうございます。

この辺りは前から様々な会合などで、話題になっていて、どう変えていくかというところは考えなければいけないところだという認識は、皆さん持っているところかなと思いますので、ぜひ継続して検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4号第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。意見募集の期間は10月1日水曜日から10月30日木曜までといたしますが、こちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、その旨決定することといたします。ありがとうございました。

(2) 報告事項

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告について

○藤井部会長 続きまして、報告事項に移りたいと思います。NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の電気通信事業法施行規則の一部改正を踏まえた第一種公衆電話の削減計画等に関し講じた措置の報告についてということで、総務省から御説明をよろしくお願いいたします。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 基盤整備促進課の隅田でございます。続け様に失礼いたします。本件は、NTT東日本さん、NTT西日本さんから、第一種公衆電話の削減計画の進捗状況につきまして報告をいただきましたので、そちらをこの部会の方にも御報告差し上げたいというような内容になってございます。こちらも概要資料を用いながら御説明を差し上げたいと思います。

そもその背景、経緯なんですけれども、第一種公衆電話については、電気通信事業法の施

行規則の中で設置基準というものが定められているところでございます。ただ、公衆電話の利用頻度や回数などが急激に減ってきている中で、NTT東西さんとしても、できれば公衆電話を減らしていきたいという要望が示されたということがございまして、令和4年に情報通信行政・郵政行政審議会から答申をいただいて、設置基準を緩和してございます。具体的にはその下のメッシュの図が一番分かりやすいかと思うんですけれども、市街地で500メートル四方、それ以外で1キロメートル四方に1台は設置する必要があるということで基準を設けていたのが、それぞれ4倍に広がり、市街地では1キロ四方、それ以外では2キロ四方に1台設置してください、ということになったところでございます。

この設置基準の緩和を受けて、NTT東西さんに対して、総務省から、第一種公衆電話の削減についての具体的な削減の計画を立ててください、それについて、毎年進捗状況を報告してください、とお願いしたというのが背景になってございます。

資料は戻っていただいて、1ページ目なんですけれども、この下に出ているグラフが、NTT東西さんが出している計画になっています。令和4年に設置基準を緩和してからどんどん削減を進めるような計画になってございまして、先ほど申し上げた設置基準上は、最低台数として2.7万台あれば良いんですけれども、NTT東西さんとしては、修理や設備更改もありますので、そこに1割の余剰を乗せた3万台という数字を最低限の設置台数として、自分たちの基準として設けており、それを2031年度に達成するために、順次減らしていっているというような状況になります。

緑の棒グラフが計画値で、その手前に出ている青い棒グラフが実績値となっております。青い棒グラフが手前に出ているということからも分かる通り、実際の計画値を上回るスピードで今は削減を進めることができているというような状況になります。

上の表のところなんですけれども、具体的には昨年度1年間で9,000台減らしますというようなことを考えられていたんですけれども、それを上回る実績台数、約1万1,400台という削減結果が出てきているというところでございます。

削減に要した費用については、委員の先生方限りということにさせていただいておりますので、ここでは割愛させていただきます。

雑駁ですが、以上がNTT東西さんの公衆電話の削減に関する進捗状況の御報告でした。こちらについても何かあればお寄せください。

○藤井部会長　ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらチャット機能にてお申しつけください。

相田先生、お願いできますでしょうか。

○相田委員 相田でございます。大変順調に進んでいるように見えるんですけども、削減に要した費用のほうは委員限りなので、あまり明確には申し上げられないんですが、単価というんでしょうか、1台当たりどれぐらい撤去費用がかかっているのかというのを割り算してみると、どうも原状復帰とか、必要ないような簡単に撤去できるところの撤去が進んでいるのかなというような印象も受けますので、今後も順調にこれが減っていくのかということ注視いただくとともに、もしかして必要であれば、もう少し内訳、どういうところに置かれているものの撤去が進んでいるのかとか、そういうような数値も、場合によってはNTTさんをお願いするというようなことを考えられてはどうかというふうに思いました。

以上でございます。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 相田先生、ありがとうございました。まさに御指摘のとおり、今は順調に進んでいるというような現状報告をいただいておりますけれども、このペースが今後もずっと続くのかというと、必ずしもそうではなく、先生から今御指摘いただいたとおり、調整が難航しているところが後回しになっている部分はどうしてもあるのかなという風には思っております。

あとはNTT東西さんとして、例えば、古いものから優先的に撤去していく、というように、彼らの中で物差しを持って今取り組んでいるところなので、御指摘いただいた内訳、どういった場所で撤去が進んでいるかといったところについては、どういう内訳が考えられるかという点について今後ちょっと検討が必要にはなりますが、しっかりと計画に沿ってできているかというところは、実質的にちゃんと見ていけるように、必要な情報はNTT東西さんにもらえないかということで、ちょっと調整しつつ、注視してまいりたいと思います。

○藤井部会長 ありがとうございます。

相田先生、よろしいでしょうか。

○相田委員 はい、どうぞよろしく願いいたします。

○藤井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、林先生、お願いできますでしょうか。

○林委員 第一種公衆電話の削減というのは、需要の急減に伴うことであり、ある種時代の流れでもありますので、それ自体にどうこう言うつもりはないんですけども、NTT東西さんからのユーザーへの周知広報はどの程度きめ細かく行われているのかというのがちょっと気になりました。

もちろんホームページでも、公式サイトに関連ページがあったり、設置状況だとか都道府県別の台数があったり、現地に掲示があったり、実は私の住んでいるところの近くも最近まであったんですけども、この間行ったらなくなる予定になっていて、貼り紙をしてあって、撤

去という、電話機の撤去期日とかというのがぺたっと貼ってあったんです。いわゆる最低限の周知広報はもちろん実施されていると思うんですけども、利用者目線で十分とは言い切れない面もあり得るのではないかという気がして、気づいたらもうなくなっていたということがよくあるので、もう需要がないから、周知広報ということにあまりお金をかけるのもあれなのかもしれませんけれども、公衆電話の需要が減っているとはいえ、やはりそれなりの、最低限のニーズはあると思いますので、その辺りのNTT東西さんからのユーザー目線での周知広報について、どういう状況なのかというのを、NTT東西さんにまた確認をしていただけると非常にありがたいなという気がいたしました。

以上でございます。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 林先生、ありがとうございました。まさに需要が減っているというところが背景にあって、そうであるがためにNTT東西さんとしても減らしていきたいというようなサービスではあるんですけども、おっしゃるとおり、やっぱり利用者目線、実際使っている人が完全にゼロというわけではないので、それを使われている方々の目線に立った周知広報というものは必要かなと思います。

この点について、我々が今こういう取組をしていますというのは、つぶさには承知できていないところがございますので、そういった点についても今後NTT東西さんと話しながら進めていければと思っております。

○林委員 ありがとうございます。これはNTT東西さんへの直接の話なので、事務局様にどうこうという話ではないんですけども、ちょっと頭の隅に入れておいていただけるとありがたいかなというふうに思いました。

以上でございます。

○藤井部会長 林先生、ありがとうございます。

こちらについては、災害時とか本当に必要になったときに、あったはずのところになかったとか、そういうことになることもあるのかと思います。大事なことだと思いますので、ぜひフォローいただければと思います。

ほかに何か皆様方からございますでしょうか。

私から1点確認させていただきたいのですが、これだけ数が減ってきたというところはあると思うのですが、NTT東西さんそれぞれの費用という面での削減も、これに併せて進んでいると思ってよろしいですか。公衆電話の削減費用というのは、撤去の費用はどうしてもかかってくると思うのですが、それ以外の費用は順調に減っていると思ってよろしいでしょうか。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 今、一部自分のパソコンの音声が届いていない部分があるので、もう一回よろしいでしょうか。

○藤井部会長　　今回NTT東西さんが公衆電話を削減することによって、営業費用とかを減らしていているのかどうかというところを、もし何か数字的に確認できるのであれば、順調に減っているのか、それともまだそんなに減っていないのかというところを教えていただければと思います。削減費用としてかかっているものは最低限あると思うのですが、それ以外に公衆電話の数を減らしたことによって費用が減っているのかどうかというところ、数値的に何か分かれば教えていただければと思います。

○隅田基盤整備促進課課長補佐　　ありがとうございます。今NTT東西さんの方で公衆電話を減らしていますが、維持費用については、毎年度右肩下がりに減っていったらいいという状況ですので、効果としては出てきているのかなと思っております。

話を伺っていますと、そもそも設備の管理みたいなところ、例えば委託費用とか、そういうものは削減した瞬間からなくなりますので、そういったショートで出てくるような効果は出てきているという状況と伺ってございます。

○藤井部会長　　承知しました。ありがとうございます。

私のほうでも、令和3年度のユニバーサルサービスの収支と比べてみると、何となく営業費用が減っているのかというのはちょっと見えてくるかなと思ったのですが、それ以外の要素もあると思うので、この話だけではないかもしれないです。ありがとうございます、順調に減っているということで、また、これがユニバーサルサービス料の負担軽減にもつながりつつ、かつ将来的にはこれを災害時公衆電話のほうの費用に置き換えていくということも計画にあると思いますので、このまましっかりと続けていければいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにはございますか。

森先生、お願いできますでしょうか。

○森部会長代理　　ありがとうございます。御説明ありがとうございました。私も順調にお進めいただいていると思いますが、先ほどの藤井先生の話ともちょっと関連しますけれども、設置基準といいますか、令和4年に改正した残置基準のほうなんですけれども、災害時公衆電話との関係も恐らくあると思うんですけれども、ここで作ったルールのとおりに残っているかということも、いずれ検証していただく必要があるのではないかとはいっていますので、そういうことも、もしかしたらこの時点ではないのかもしれませんが、スライドでいいますと3ページ、設置基準に合った残り方をしているかというのもどこかで検証していただく必要があるのではないかとはいっています。

以上です。

○隅田基盤整備促進課課長補佐　　森先生、ありがとうございました。仮に設置基準が守られて

いないとなると、何のための設置基準なんだということにもなりますし、削減の進捗状況もきちんと踏まえつつ、実際設置基準が守られているかという点は総務省としても確認していければと思っております。

○藤井部会長　ありがとうございます。

ほかに皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらは報告事項ということですので、報告で終わりということになります。ありがとうございました。

○藤井部会長　以上で本日の審議は終了ということになります。

ほかに、委員の皆様から何かございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますでしょうか。

○石井情報流通行政局総務課課長補佐　次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

以上になります。

○藤井部会長　ありがとうございます。

本日は多数の案件の審議に協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で本日の会議を終了させていただきます。御参加いただきまして、ありがとうございました。

閉　　会